

## 災害時対応マニュアル（地震）

### ◎災害時の対応

利用児の安全確保や適切な対応・行動をとるために、事業所の規模、形態、利用児の状態等により対応や行動内容が異なることを把握し、当日の施設の状況に応じ適切な対応を行う。

### 2. 地震

風水害と異なり、予測が困難な中で備えが必要となる災害。

#### 地震10力条 大きな地震が起きても落ち着いて行動しましょう！

1	まず自分の身を守る！	自身の大きな揺れは1分以上。テーブルや机の下に身を隠し、頭を保護しましょう。
2	すばやく火の始末！	小さな火が、大きな災害の原因になります。初期消火が肝心です。火傷をしないように気をつけましょう。
3	戸を開けて、出口を確保！	避難のための出口確保が重要です。二次災害を防ぐために、電気・ガス・水道の元栓を閉めて避難しましょう。
4	慌てて外に飛び出さない！	周囲の状況を確かめて、落ち着いて行動しましょう。
5	屋外では危険なものから遠ざかる！	ブロック塀が倒れたり、窓ガラスや看板などが落ちてくることもあります。
6	山崩れ、かけ崩れ、津波に注意！	災害が発生しそうな地域の人は、すばやく避難しましょう。
7	避難は徒歩で、持ち物は最小限に！	自動車を使うと、渋滞を引き起こし、消火・救援活動の妨げになります。
8	自動車は左によせて停車！	カーラジオの情報を聴いて行動しましょう。キーはつけたまま、緊急車両の妨げにならないようにしましょう。
9	室内では係員の指示に従う！	大勢の人が集まる場所での災害は、パニックを引き起こしがちになります。自分勝手な判断はしないようにしましょう。
10	デマ情報にまどわされないで！	テレビやラジオのほか、市町村・消防・警察などからの正しい情報を得るようにしましょう。

## 津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ	想定される被害とるべき行動
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m < 予想高さ)	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。  沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難する。
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)	
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による被害に巻き込まれる。  沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所に避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m < 予想高さ ≤ 1m)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。  海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※熊本県防災ハンドブックより

### (1) 消火活動

- ▽ 摆れが収またらすぐに「火の始末」をするとともに、ガスの元栓を確認し火災を防止する。
- ▽ 出火を発見したら直ちに消火活動及び、消防に連絡する。また、利用児を速やかに避難させる。

### (2) 職員の収集

- ▽ 職員は自身や家族の安全が確保された後、管理者に状況の確認を行い事業所に集合する。

### （3）安否確認と救護活動

- ▽ 直ちに利用児、職員の安否（点呼）を確認する。
- ▽ 負傷者の応急手当を実施し、状態に応じて救急通報を行う。

### （4）情報の収集と連絡

- ▽ 施設の破損状況や事業所周辺の危険性について確認する。
- ▽ テレビ、ラジオ、インターネットなどで地震の規模、余震、津波情報、周辺の被害状況や交通状況など、必要な情報を収集する。
- ▽ 職員間での十分な情報が共有されるよう、情報を書き出す。
- ▽ 災害の正確な情報を伝えて、利用児の動搖や不安を解消するとともに、避難準備など適切な行動がとれるようにする。

### （5）事業所の休業判断

- ▽ 収集した情報や被災の情報に基づき、適切に臨時休業の判断をする。
- ▽ 開所後の休業となった場合の利用児の帰宅方法や家族等への連絡は、状況等を充分に考慮する。
- ▽ 利用児の引渡しは、職員立会いのもとで実施する。

### （6）避難

- ▽ 避難先や避難経路の安全を確認する。
- ▽ 避難は災害状況により異なることがあるため、防災関係機関等の情報や周辺の状況などを含めて判断する。
- ▽ 避難指示の際は、落ち着いた口調でパニック防止に備える。
- ▽ 負傷者の応急手当てを実施し、状況に応じて消防に連絡する。
- ▽ 余震についての情報収集も行う。

### （7）家族への報告

- ▽ 事前に定めた災害時の連絡方法により、家族等に利用児と施設の状況を伝える。

### （8）健康ケアとメンタルヘルス

- ▽ 利用児の健康状態や精神状態を確認し、体調管理や不安感の軽減に努める。
- ▽ 心身の変調が著しい利用児に対しては、嘱託医、かかりつけ医に相談し、医療機関への要請が必要かを早期に検討する。さらに、医療機関の受け入れが困難な時は、行政との連携なく調整を行う。
- ▽ 利用児の保護者との連絡をこまめに行うことで、利用児の安心を確保する。